

木更津市地域福祉推進委員会
木更津市地域福祉活動計画推進委員会 議事録

日 時 令和6年2月19日(月) 午前10時00分から午後12時00分まで

場 所 木更津市役所 朝日庁舎 A1・A2 会議室

出席者 委員長 永原 利浩(市議会議員)

委員 西澤 光(公募)

委員 清水 一太郎(市政協力員)

委員 金網 房雄(社会福祉協議会)

委員 比連崎 高男(地区社会福祉協議会)

委員 及川 勝正(民生委員・児童委員)

委員 井手口 和枝(主任児童委員代表)

委員 野中 道男(障害福祉団体)

委員 橋詰 清(高齢者福祉団体)

委員 平野 弘和(児童保育福祉団体)

委員 北原 美奈子(健康福祉団体)

委員 石川 恵美子(知的障害団体)

委員 佐々木 伸介(福祉関係団体)

委員 山本 史子(関係行政機関の職員)

副委員長 清水 和也(市の職員)

事務局 大倉野 映子(福祉相談課長)

熊澤 義史(福祉相談課 課長補佐兼相談支援係長)

兵藤 伸江(福祉相談課 地域福祉係長)

近藤 綾香(福祉相談課 相談支援係主任主事)

小松原 志乃(福祉相談課 書記)

木更津市社会福祉協議会

鎌田 哲也(常務理事)

高木 淳佳(事務局長)

上野 順子(事務局次長)

北原 睦子(総合支援課長)

坂本 広太郎(総合支援課トータルサポート推進係主事)

【議事内容】

司会進行(近藤)

それでは定刻となりましたので、ただいまから「令和5年度木更津市地域福祉推進委員会及び地域福祉活動計画推進委員会」を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席

いただき、ありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただきます、福祉相談課の近藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の出席者を紹介いたします。委員の皆様につきましては、「次第」裏面に印刷してあります、お手元の名簿をご覧ください。

事務局は、福祉相談課長の大倉野、福祉相談課課長補佐兼相談支援係長の熊澤、地域福祉係長の兵藤、書記の小松原、社会福祉協議会から鎌田常務理事、高木事務局長、上野事務局次長、総合支援課の北原課長、総合支援課トータルサポート推進系の坂本主事でございます。

次に、本日使用する資料の確認をいたします。本日お渡しした資料は、「次第」と「木更津市地域福祉推進委員会名簿」を両面刷りにしたもの、「成年後見制度利用促進計画進行管理資料」です。

事前にお送りした資料は、「第4期木更津市地域福祉計画進行管理表」、「第4次木更津市地域福祉活動計画進行管理表」、「重層的支援体制整備事業実施計画進行管理資料」、「資料「木更津市重層的支援体制整備事業実施計画」(令和5年2月15日変更)」、初めて本委員会の委員となられた方については、「第4期木更津市地域福祉計画」の冊子、「第4次木更津市地域福祉活動計画」の冊子です。お手元にごございますでしょうか。

次に、この委員会は、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条に基づき公開することとなっております。本日の傍聴人は、ございません。なお、会議録の作成のため、録音をさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、ただいまから議事にうつりたいと思います。議事進行につきましては、附属機関設置条例第6条第1項の規程により委員長が議長となることになっております。本日は委員の委嘱後、初回の委員会となりますので、委員長が決定するまで木更津市福祉部長の清水委員に仮議長をお願いいたします。清水委員は議長席での議事進行をお願いします。

仮議長(清水委員)

福祉部長の清水でございます。本日は皆様のご協力をいただきながら、円滑な進行に努めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、議事に入る前に委員の定足数を確認させていただきます。本日の出席者数は18名中15名であり半数を超えておりますので、附属機関設置条例第6条第2項の規定により会議は成立しております。

それでは議題に入ります。議題(1)「委員長の選出について」を議題に供します。

ご出席いただいた皆様の中から1名ということになりますが、委員の皆様からご推薦がございましたら挙手にてご発言いただけますでしょうか。

金網委員

私は永原委員を推薦したいと思います。

仮議長

ありがとうございます。金網委員より、永原委員のご推薦を受けましたが、他にございませんでしょうか。

無いようですので、永原委員が委員長となることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、永原委員に委員長の就任をお願いいたします。

それでは、永原委員長に議長を務めていただきますので、これもちまして仮議長の任を解かせていただきます。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。事務局へお戻しいたします。

司会進行(近藤)

それでは、委員長が永原委員に決定いたしましたので、清水委員は議席にお戻りいただき永原委員長は議長席での議事進行をお願いいたします。

議長(永原委員長)

委員長の命を賜りました、永原でございます。円滑な進行に努めて参りたいと思っておりますので、どうぞ皆さまご協力よろしくお願いいたします。

早速でございますが、議題(2)「議事録署名人の指名について」を議題に供します。

本日の会議の内容につきましては事務局にて議事録を作成いたしますが、議事録の案をご確認いただく方を皆様の中から2名指名いたします。本日の委員会に関する議事録署名人は、井手口委員及び橋詰委員をお願いいたします。

それでは議題(3)「副委員長選出」について議題に供します。委員の皆様から推薦がございましたら挙手していただき、ご発言いただけますでしょうか。

及川委員

仮議長をされていた清水委員を推薦したいと思います。

議長

ただいま清水委員が推薦を受けましたが、他にございませんでしょうか。

それでは、清水委員が副委員長となることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、清水委員に副委員長の就任をお願いいたします。

それでは本題に入ります。議題(4)「第4期木更津市地域福祉計画の進捗状況」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局(大倉野)

議題(4)の「第4期木更津市地域福祉計画の進捗状況」につきまして、ご説明申し上げます。

木更津市地域福祉計画の基本理念、「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」は、第1期計画策定にあたり、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていくことのできる地域福祉を推進するために、地域住民、事業者、市、木更津市社会福祉

協議会が連携して、協働し支え合うことが重要であることから定められたもので、第4期においても継承しております。

基本目標として、「Ⅰ. 住みよいまちづくりの土壌を創ろう！地域の生活課題に対応した施策の充実と相談体制の構築」、「Ⅱ. 風とおしのよいまちを創ろう！地域での助け合い・支え合い」、「Ⅲ. 「これから」を支える人を育てよう！地域福祉を支える人材の育成」を掲げております。目標を達成するための80の取組みについての進捗状況を取りまとめ、今年度の進行管理表を作成いたしました。

お配りしてございます「令和5年度第4期木更津市地域福祉計画進行管理表」をご覧ください。構成は、見出しとして「基本目標」がございまして、その下が「基本方針」となっております。取組内容を事業ごとに記載しております。各事業について「所管課」、「事業の内容」、「今年度活動内容」、「今年度活動による成果」、「自己評価」、「評価理由」、「今後の課題」、「今後の取り組み方針」という内容で進行管理表が構成されております。「自己評価」につきましては、「事業内容」に対して、A…達成、B…7割程度達成、C…5割程度達成、D…3割程度達成、E…未実施のように5段階での評価を所管課で行っております。

それでは進行管理表から何点か抜粋して説明をさせていただきます。進行管理表1ページ目をご覧ください。「基本目標Ⅰ 住みよいまちづくりの土壌を創ろう」(Ⅰ)対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築」の「1. 重層的支援体制整備事業の実施」につきましては、関係各部署、関係機関との連携や支援調整会議での役割分担などにより、複合的な課題に対応できる体制の構築に努めました。

「2. 対象者横断の相談支援窓口の設置と住民への周知」につきましては、既存の福祉制度の狭間にいる生活困窮者や地域で孤立しがちな方に対し、アウトリーチ等による継続的な支援を通じて対象者の孤立化を防ぐなど、「断らない相談」に努め、支援を行ってまいりました。

次に4ページをご覧ください。「(2) 生活困窮者自立支援の方策」の「2. 社会福祉協議会の地区担当コミュニティソーシャルワーカーと連携した地域づくり」につきましては、地域にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、支援体制の整備を行い、対象者の相談・支援を行うことができました。

基本目標Ⅰの全体を通して、自己評価は A…47件、B…29件、C…9件であり計画の進行状況は順調であると考えております。

続いて、進行管理表13ページをご覧ください。「基本目標2 風とおしのよいまちを創ろう」(Ⅰ)地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実」の「7 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携推進」につきましては、担当者や生活保護ケースワーカーが定例会に出席し、市が実施する各種事業の説明を行うなど、積極的な情報交換に努め、市職員と民生委員・児童委員との連携を図ることができました。

基本目標2の全体を通して、自己評価は A…4件、B…7件、C…1件であり、こ

ちらも計画の進行状況は順調であると考えております。

最後に、進行管理表 15 ページをご覧ください。「基本目標 3 これからを支える人を育てよう」「(1) 地域福祉の担い手づくり」「1 ボランティア活動に関する情報提供や環境の整備、ボランティアセンターコーディネーター人材の育成、ボランティア活動の支援」につきましては、市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」による市民活動に関する講座の開催や市民活動参加の契機にするための取り組みを行う中で、新たに 6 団体の登録がありました。

また、「(2) 中高年パワーの活用」の「2 現役を退いた団塊の世代が地域活動に参加できるような環境づくり」につきましては、ファミリーサポートセンターにおいて、団塊の世代が提供会員となり、生きがいに繋げることができました。

基本目標 3 の全体を通して、自己評価は A… 1 件、B… 3 件、C… 1 件、D… 2 件であります。課題はまだ多いため、引き続き地域福祉の推進に向けた意識の向上を図るため、継続して取り組んでまいります。

この進行管理表を基に第 4 期末更津市地域福祉計画の進捗状況についてのご意見を賜りたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

議長

ただいまの説明につきまして、ご質疑等がございましたらお願いいたします。

金網委員

最初に、この進行管理表の記載上だけでよく理解できなかった簡単な質問をふたつさせていただきます。ひとつは 14 ページの中段の 2 番目に「市社会福祉協議会を通じ～」という福祉相談課の件がありますが、今年度活動内容の文章に「②、③」という表現があって、下に「①」というのが出てきて、元の計画を見ましたけど「②、③、①」というのはなく、これはどのように解釈すればよろしいでしょうか。

それともうひとつは、1 ページの中段「重層的支援会議」の福祉相談課ところの「今年度活動による成果」で、「重層的支援会議の開催は 1 回」ですが、同じ枠内の方の「支援会議が 10 回開催」とあります。「支援会議」というのは重層的支援会議の下打ち合わせのような意味合いの会議なのでしょうか。その辺をおしえてください。

事務局（大倉野）

14 ページにつきましては、記載が誤っておりましたので、「②、③においては」と「①」を削除し、「また今後の助け合い活動の参加についてのアンケートも実施した」と「市内全域対象 1 回」と修正させていただきます。申し訳ありませんでした。次に 1 ページの「重層的支援会議の開催」というのは、ご本人がお名前を出しても大丈夫な場合に匿名でなく実名で行う会議を「重層的支援会議」といいまして、また、ある機関が持っているケースを本人の同意が得られておらず匿名で開く会議を「支援会議」というように分けさせていただいております。わかりにくくて申し訳ありません

んでした。

議長

他にございますか。

石川委員

12ページです。危機管理課の災害時の避難所運営マニュアルについて、この文章を読むと災害の時の避難所の運営マニュアルはそれぞれの自治会や協議会、地域で作ってくださいということで、それについてアドバイスしていますと書いてあります。今年度の活動の成果が「避難所運営マニュアルの作成について、未作成の地区に案内等を実施した」ということになっています。どの地区が作ってあってどの地区が作っていないのかわからないと思いました。マニュアルがまだ全部できていないのに関わらず評価がAなので、もう少し頑張りますということでBくらいがいいのではと思います。障がいのある人の事は、健常の方たちだけで集まってみんなでマニュアルを作ると言ってもわからない部分もたくさんあるだろうと思います。その辺は市や私たちのような福祉団体の意見を聞いて作っていただけたらなと思っております。

事務局（大倉野）

危機管理課にも、こういったご意見があったと伝えまして、来年度以降に活かしていけるようにしたいと思います。

議長

他にございますか。

西澤委員

ただいまの評価について関連していますけど、事前に資料を送っていただいて読み込むと、自己評価は誰がしたのかなと思っていましたが、今日聞いていたら課の当事者が何パーセントやりましたからこれだというような評価のつけ方なのですね。自己評価がこんなにAとかBとか並んでいる市は珍しいと思います。わたしはあちらこちらの自治体でこのような会議に参加させていただき、この木更津市でも行革委員に選んでいただいて意見を述べたのですが、木更津市は、なんか甘い。自分たちにすごく甘い、本当にびっくりするくらい。そもそもこんな自己評価をどのような基準で決めたか、大きく疑問に思っております。

議長

これはご質問というか、ご意見ということでよろしいですか。

西澤委員

意見なり、もう一度重ねて質問します。自己評価というのは担当者がパーセンテージで自分の仕事をこれだけでクリアしたからと機械的にやるわけですか。

議長

自己評価の方法を…

西澤委員

自己評価の基準ですね。

事務局(大倉野)

委員がおっしゃることも、ごもっともだと思います。わたくしどもの地域福祉計画の作成の仕方は、目標を立てているのですが、その評価指標をはっきり担当課に示していないというのが課題としてあるところでございますが、あくまでも今回地域福祉計画に出した取組に対して、それぞれの課で何パーセントできたかと考えて、達成していれば A、達成しておらず、7割くらい達成と考えたのなら B、という作りになっています。

こちらの方で何パーセントできたからこうという話ではなく、各課で評価をしたものを挙げています。

評価の仕方につきましても、今後どういう評価の仕方が計画に対しての進捗管理としていいのか、もう一度考えさせていただきまして、来年度以降に活かしていきたいと思います。

議長

よろしいですか。他ございませんか。

金網委員

6ページの中段、「3、福祉サービス事業者の第三者評価受審の促進」これは現実的には実態としてそうなのだろうけど、障がい福祉課の活動内容から評価理由まで「受審情報なし」、今後の課題と取組方針が「特になし」と書いてあります。ならばここに課名を挙げなければいいのではないかと。消極的な表現しかないのですが、これは対外的に公表するのですよね。そういう事にも配慮して、障がい福祉課のコメントがこれではよくないのかなと私は思うのですが、どうなのでしょう。

事務局(大倉野)

委員がおっしゃる通りの状況だと思います。こういった回答になった理由を再度障がい福祉課に確認して追記をさせていただこうと思います。

金網委員

それでよろしくをお願いします。もう一点です。

12ページの4番のところですけども、健康推進課の評価理由ですが、大規模災害のマニュアルが完了していないということで C になっているわけですが、これは年度内に完成するのですか。それとも全く見込みが立っていないのですか。それが一点。

それと、もし年度内に完成する見込みであるとすれば、今年度の成果としていくつも実施したことが書かれているので、単にマニュアル改定が遅れているだけなら、文章の整合性を取れば C ではなくて B でもいいのかなと思います。いかがでしょうか。

事務局(大倉野)

健康推進課では通常のマニュアルはできている上で、更に、という活動でございますので、委員のご意見を踏まえまして、健康推進課に今年度中に完了するのかというところを再度確認させていただきます。完了するのであれば、何割程度達成しているということで B でもよいのではと、お話しさせていただきたいと思います。

議長

よろしいですか。

金網委員

あと一点だけ、これは自分の所属する部署にも関係があるので質問しにくいのですが、1ページの「3、社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーの配置」というところですけど、これを横並びで見えていきますと、「内容」に「木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置し」と。これは実際していますよね。次にその隣は「市内地域包括支援センター単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し」と。これはその隣をみてもわかりますように全地区の包括支援センターをカバーしているのですけれども、5地区でそれぞれコミュニティソーシャルワーカーを配置してやっている。これもわかります。それで「今後の取り組み方針」で「地域のコミュニティソーシャルワーカーの育成」と。これが理想的なのですが、これは「第4期木更津市地域福祉計画」の48ページの図表38を見ていただきますと、15の地区社協の圏内にコミュニティソーシャルワーカーを、との理想的な絵図が載ってまして、それが最終目標みたいになっていると思います。今現在の各地区の包括支援センター単位が現実的に実現可能みたいになっていますけど、今後の課題になっている15の地区社協にコミュニティソーシャルワーカーを置くということについては現実的でないと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

事務局(大倉野)

今の段階では地域包括支援センター単位で賄われ、市内を5つに分けているという形が現実的なところではあるのですが、あくまでも計画でございますので実現できるように目指して市でも取り組んでいかなければならないと考えております。社協さんにお力を借りるような形になってしまいますけども、コミュニティソーシャルワーカーを15地区に配置できるような体制を取っていきたいというのが、今目標としてやっているところでございます。

議長

大きな目標ですからね。これは頑張ってくださいと思います。

他にございますか。よろしいでしょうか。それでは、この議題については質疑終局といたします。つづきまして、議題(5)「第4次木更津市地域福祉活動計画の進捗状況」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

社会福祉協議会(高木)

議題(5)「第4次木更津市地域福祉活動計画の進捗状況」につきまして、ご説明申し上げます。

A3の表「令和5年度第4次木更津市地域福祉活動計画進行管理表」1ページをご覧ください。資料の構成及びAからEで評価しております「自己評価」につきましては、大倉野課長のご説明と同様のため割愛させていただきます。

基本計画(1)から(4)まで、合計で49の事業がございます。事業の自己評価の内訳につきましては、A評価は28、B評価が18、C評価は0、D評価は2、E

評価は1でございました。今年度のA評価及びB評価の総数は46ございました。前年度は40でしたので自己評価が上がった事業が数事業ございます。

それでは進行管理表から、本日は4つの基本計画からそれぞれ一項目ずつ、4項目を抜粋して説明させていただきます。はじめに、基本計画(1)のうち、1ページ中ほどにございます「2 福祉理解につながる」、3列右に、事業内容が3項目ございます。このうち、一番上の「福祉教育の実施(体験学習等)」をご覧ください。

まず、今年度の取り組み内容でございます。福祉教育につきましては、市内17の小学校及び「まなび支援センター」、中学校6校において実施いたしました。また、市内32の団体等が実施した福祉教育への助言を行うなど、その実践を支援させていただいているところでございます。取り組みの成果につきましては、幅広い世代の方に福祉教育を提供させていただき、福祉への理解の裾野を広げることに貢献できたと考えています。自己評価はAといたしました。

それでは、少し具体的に事業のご紹介をいたします。小・中学生を対象とした福祉教育につきましては、地域のボランティアさんと共に、車いすやアイマスクなどを活用して、ご高齢の方や障害を抱えた方の疑似体験の機会を提供させていただきました。児童・生徒からは、「高齢や障害のことは、自分とは関係のないことだと思っていた。授業を通じて身近なこととして実感するができた。」「お身体の不自由な方の移動は、大変な苦労があることを理解した。困っている方を見かけたら、何かお手伝いすることはありますか？と声をかけたい。」「地域の方たちが、車いすの操作を熱心に教えてくれた。そんな姿を見てボランティア活動に興味を持った。」このような感想が寄せられております。

一方、課題といたしましては、地域によって、福祉教育の運営に携わってくださるボランティアさんが不足しているということ、更にボランティアさんの人数とともに、福祉教育への理解や知識が十分でないことによって、各地で実施をしております福祉教育の質を一定レベルに保つことが難しいということがございます。

こうした課題を認識したうえで、今後は、地区社協などを通じたボランティアへの協力について積極的に働きかけを行うとともに、研修などにより福祉教育への理解の醸成、ボランティアの認識やスキルの向上に努めてまいります。

次に、2ページをご覧ください。基本計画(2)のうち、基本方針の下段「5 住民サービスにつながる」、3列右に事業内容が4項目ございます。このうち、一番上の「アウトリーチ活動による住民福祉ニーズの把握」、こちらをご覧ください。

まず、今年度の取り組み内容につきましては、CSW・コミュニティソーシャルワーカー、SC・生活支援コーディネーターをはじめ職員は、地域に足を運ばせていただき、福祉ニーズの把握に努めたところでございます。アウトリーチによるニーズキャッチを含めて初回相談は1,040件、継続案件2,004件を超えるご相談をお受けしたところです。

本会は木更津市から委託していただいております9つの事業をはじめ、大きく22の事業に携わらせていただいております。個々の職員には、これらの事業活動を通じて地域課題を把握し、これに基づく支援活動へと結びつけているところでございます。また、課題によっては関係機関へご相談させていただき、連携を通して解決への一端を担わせていただいております。自己評価につきましては、Bでございます。

アウトリーチの中心となる生活支援コーディネーターにつきましては、現在、地区協単位で市内15地区のうち、4地区に配置しております。木更津市と協議を行いながら、徐々に地域を拡大してまいりましたが、現在も事業の推進の途上でございますので評価としてBといたしました。今後につきましても、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターの活動をはじめ、アウトリーチを推進し、福祉ニーズの把握に努めてまいります。

3ページをご覧ください。上段の基本計画(3)、「6 住民同士がつながる」、事業内容は6項目ございますが、上から4項目の「学習支援教室拠点の創出」につきまして、事務局評価を申し上げます。今年度の取組みにつきましては、「こどものための学習支援教室」を三中地区・岩根地区・中央地区・富来田地区の4地区に設置いたしました。

また、学習支援教室の運営につきましては、地域ごとに学習支援員及び学習支援補助員を配置するとともに、地域のボランティアや学生ボランティアの方々にも支援活動に携わっていただき、各地区週1回の活動を展開しているところでございます。

取組みによる成果につきましては、児童・生徒の基礎学力の向上とともに、子どもたちにとっては安心できる居場所としての機能を果たしているものと自負をしております。学習支援教室について、最新のアンケート結果によりますと、児童・生徒からは、「学習に興味・自信を持った。」「学校の成績が良くなった。」「友人や大学生と積極的に話すことができた。」このような感想が寄せられています。また、保護者からは「子どもと学習のことを話すようになった。」「学習以外の生活面に変化があった。」こうした感想を頂き、学習に限らず、生活面においても良い影響を生んでいるという感触を得たところでございます。

更に、学習支援教室を利用している児童・生徒の参加者数は、令和4年度55名(延べ参加者数888名)に対して、令和5年度は3ヶ月を残して74名(延べ参加者数1,051名)と増加しております。同様に、ボランティアの参加者につきましても、令和4年度15名(延べ参加者数320名)に対して、令和5年度は19名(延べ参加者数291名)と増加している状況でございます。こうした実情に鑑みて、自己評価はAといたしました。

今後につきましては、3つございます。1つは、真に支援が必要な子どもたちの潜在するニーズの発掘に対して、学校や関係機関等への継続的な周知活動を地道に行いたいと思います。2つ目は、大学等への往訪を通じて事業についてご理解いただくと

ともに、大学生ボランティアを引き続き募集していくこと、最後に、魅力ある学習支援教室そのものが、将来の担い手を育むことにつながるものと認識して、引き続き、適正な運営に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、6ページをご覧ください。基本計画(4)、「ⅠⅠ きさらづ成年後見支援センターの運営」、事業内容は表の一番下の項目「生活支援員の養成」でございます。生活支援員とは、日常生活自立支援事業において、判断能力に不安のある方々に対して、福祉サービス利用の際のお手続きの支援や、日常の金銭管理へのお手伝いを行う支援活動を実践する方のことでございます。現在、日常生活自立支援事業の利用者は70名いらっしゃいます。このうち30名の利用者に対しまして23名の生活支援員の方が支援活動に携わっていただいております。

こうした生活支援員の養成につきまして、今年度は地域活動に携わられている方々に対して個別に生活支援員養成講座受講への働きかけを行ってまいりましたが、結果として受講者はございませんでした。限定的に行った周知活動が不足していたということと同時に、担い手確保の難しさを改めて認識したところでございます。改善すべき項目と受けとめていますので、自己評価はDでございます。

今後につきましては、生活支援員養成研修に関する周知につきまして、広報紙「福祉きさらづ」への記事掲載など、多様なツールを活用した周知活動に努めてまいります。

また、地域において支援活動を展開されている、民生児童委員協議会等の各種団体の皆様へ、受講への働きかけを行うとともに、今日の超高齢社会における、事業の重要性を社会に対して啓発していくことが大切であると認識しております。以上、4項目をかいつまんでご説明させていただきました。

令和6年度につきましては、事業成果と課題を認識したうえで、特に課題の項目は社協の事業計画におきましても改善を図る方向で計画化を図り、対応していく所存でございます。どうか、委員の皆様からご忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。以上、雑駁ではございますが説明とさせていただきます。

議長

ただいまの説明について、ご質疑等がありましたらお願いします。

石川委員

言葉の意味が分からなくておしえていただきたいのですが、6ページの「今後の取り組み方針」の下から2段目、「専門員によるOJTや研修への働きかけ」とありますが、「OJT」の意味をおしえてください。

事務局(高木)

OJTとは研修機能という意味です。

議長

お仕事しながら学ぶというイメージです。「On the job training」

他にございますか。

金網委員

たいした質問ではないので、4 つまとめてでもいいですか。

議長

ひとつずつお願いします。

金網委員

まず、4ページですが、「8 支え合ってつながる」の中の「災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直し」で、「ボランティア登録制度における WEB 申込フォームの検討を行った」とありますが、「評価理由」で「検討したが、訓練等で利用に至っていない」とあります。完成しなかったから利用に至らなかったのですかね。検討したけど最終結果がでなかった、完成しなかったということですか。

事務局（高木）

実情に基づき申し上げますと、夏に大きな台風が関東地方に向かっていているということがございましたが、その時に災害ボランティアセンターを立ち上げた際にボランティアを受け入れるためのフォームをオンライン上で作成はいたしました。ところが、災害ボランティアセンターを立ち上げるまでには至りませんでした。そこでこの活動については休止ということになっていますが、フォームを試すところまではいっています。ただ実際、災害ボランティアセンターを立ち上げた時にそのフォームを活用できるかというところはまだ課題として受け止めているところでありますので、そうした整備に向けて取り組んでいきたいと思います。

金網委員

ということは、フォームとしてはほぼ完成しているということですか。

事務局（高木）

フォームは完成いたしました。それを活用するかは今後の検討になります。

金網委員

評価理由だとそういう内容まで読めなかったもので、わかりました。二つ目ですが、その2段下、「9 社会福祉法人との地域貢献に向けた連携」の「市内社会福祉法人・福祉施設の連絡会」で未実施の隣が2項目斜線になっていますが、これは、例えば3年に1回しか実施しない事業であれば、実施しない年は斜線というのはわかりますが、これはそうではないので斜線ではなく「未実施のため」と記入した方が良いのではないのでしょうか。

事務局（高木）

ご指摘のとおり修正したいと思います。

議長

よろしいですか。それでは一旦ここで他の方に聞いてみましょう。他の方どなたかご質問ございましたらお願いします。

山本委員

3ページの先ほどご説明いただいた、「6 住民同士がつながる」の事業内容4つ目の

「学習支援教室拠点の創出」のところなのですが、「今後の課題」のところに「支援を必要とする子どもたちの発掘」ということで、お子さんたちの利用が増加しているということもあって、お子さんの自殺とかいろいろ複合的な問題もあるのでこういった居場所ってすごく大事だなと感じています。

先ほどのご説明の中で、学生ボランティアさんの今後の発掘が課題ということだったんですけども、今年度実数の学生さんは増えているけれども、延べ数の学生さんが減っているというところで、今後子どもたちがどんどん減っていく中で、ボランティアさんの確保の具体的な方法ですとか募集先とかそのあたりは何か計画がございましたらおしえていただけますか。

事務局（高木）

学習支援教室において、大学生ボランティアの存在は大変貴重になっております。子どもたちが相談しやすいのは、やはり年の近い大学生になっております。この事業は継続的に募集を行っております。募集先というのは市内にあります清和大学、国立高等専門学校そして県内の大学にも足を運ばせていただきまして、事業へのご理解と大学生ボランティアの募集をしているところでございます。中には、木更津から通学している大学生の方もいらっしゃいますので、そうした方々をターゲットにしてという現状でございます。

ただ、なかなか学習支援教室の時間帯にそれぞれ学生さんの都合が合わないこともありますので、なかなか継続的に毎回来ていただくという実状ではありません。しかし、地域活動にたいへんご活躍されている学生さんですので、ご参加いただくような働きかけは継続的に行って参りたいと思います。

議長

よろしいですか。他にございますか。

及川委員

提案なのですが、学習支援教室の話が今ございましたけど、学生ボランティアの募集が大変ということですが、ボランティアの募集をそれぞれの大学に声をかけていると思います。そこで教職課程の実習の単位のひとつに組み入れられないか大学の方をお願いをして、受けてもらえれば学生ボランティアの集まりも良くなるのではと思います。今後そういった働きかけもお願いできたらと思います。

事務局（高木）

貴重なご提案をいただきましたので、大学に相談してみたいと思います。

議長

他にございますか。ございませんか。では、金網委員どうぞ。

金網委員

では、あと二つですけど、6ページの一番下の行の「今年度の取り組みによる成果」なのですが、最後の一文ですね。これは担当者の正直なコメントですけども、いわゆる感想文です。ここは客観的な事実を述べればよいところなので、この1行は要らないのではないので

しょうか。

事務局(高木)

ありがとうございます。訂正いたします。

金網委員

あと、7ページなのですが、中段のところ、Eの評価のところに斜線が3つ引かれています。事案がないから斜線なのはわかりますが「今後の取り組み方針」くらいは、例えば「必要が生じた時点で検討する」など、軽くても良いのでコメントを入れた方が良いのではないのでしょうか。

事務局(高木)

今後については、ご指摘を踏まえて改善したいと思います。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑終局といたします。次の議題(6)「木更津市成年後見制度利用促進計画の進捗状況について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。よろしくお願いします。

事務局(熊澤課長補佐)

私からは、今年度の成年後見制度利用促進計画の進捗状況についてご説明いたします。お配りいたしました「成年後見制度利用促進計画進行管理資料」をご覧ください。

成年後見制度につきましては、認知症、知的障害、精神障害等の理由から、判断能力が十分ではなく、財産の管理や契約の締結等において、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。本計画は、こうした支援が必要な方を、適切に成年後見制度に繋ぎ、本人の権利が守られる地域づくりを目指し、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、策定いたしました。

本計画においては、3つの基本施策を定め、意思決定に支援が必要な人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、適切に成年後見制度を利用できる仕組みづくりを目指しております。計画を推進するにあたり、事業の一部を木更津市社会福祉協議会に委託いたしましたが、単なる委託・受託の関係ではなく、パートナーシップで事業を進めております。

それでは、今年度の実績について、計画書の施策ごとにご報告いたします。1ページ「3 基本施策の取り組み状況」施策Ⅰ「利用者がメリットを実感できる制度の運用」でございます。「①権利擁護に関する相談支援の充実」として、ご家庭の状況をよく把握したうえで、制度を利用されるご本人やそのご家族が安心して利用できるよう、必要であれば、医師や弁護士、福祉専門職等からご意見を伺いながら、実情に即した制度利用のご案内を行っております。また、制度の利用にあたり、ご本人の不安を軽減するため、ご本人と後見人候補者との顔合わせの機会を設けて、相性を考慮した受任調整を実施しております。

今年度においては、令和5年2月15日現在、市長申立て6件のうち、親族が候補

となった１件を除く５件の調整を実施しております。

続きまして、引き受ける側となります「成年後見人」等への支援といたしまして、一人で悩むことの無いよう、「後見人のつどい」や「後見監督連絡会」で情報共有や意見交換を行うほか、月例の成年後見支援センターへの活動報告において相談を受けられる体制を取っております。成年後見支援センターというのは社会福祉協議会に設置されておまして、ここに事業を委託しております。

次に、制度を利用するにも、家族や親族等からの支援が得られない方に対しては３番目の市長申立てを行っております。月例で実施しております「権利擁護支援定例会議」において、先ほど申し上げた弁護士、医師、福祉専門職等からの意見を伺いながら、市長申立ての準備を適正に進めており、今年度は２月１５日現在、認知症高齢者の方の６件の申立てを実施いたしました。

続きまして、「成年後見人等報酬助成」についてご説明いたします。

成年後見制度を利用されますと、被後見人の方に家庭裁判所から成年後見人等への報酬を支払うよう審判がございます。誰もが支払うことができる財産をお持ちであればよいのですが、経済的な課題から支払いが難しい方に対して、市では報酬助成を行っております。令和５年２月１５日現在、障害者８件、高齢者８件の助成を行いました。

つづきまして、２つ目の施策「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」でございます。医師会、民生委員児童員協議会、区長会連合会、弁護士会、司法書士会、こういった多方面の職種で構成されます「木更津市権利擁護推進会議」を活用いたしまして、情報共有や意見交換を行い、地域連携ネットワーク機能の強化を図っております。今年度は５月１９日と１１月２７日に開催いたしました。

また、成年後見制度の利用促進にあたり、中心となる中核機関といたしましては、制度の広報、相談業務の実施、利用促進、後見人等の支援といったその役割を、平成２６年４月に「きさらづ成年後見支援センター」を設置した木更津市社会福祉協議会に委託いたしました。当協議会では、地域におけるネットワークを活用して、成年後見制度を必要としているにもかかわらず、制度利用に結び付いていない方を発見し、必要な支援に結び付ける役割を担っております。今年度は令和６年２月１５日現在、１１７件の新規相談があり、２件を成年後見制度利用に、１２件をその前段階にあたる日常生活自立支援事業の利用に繋げまして、現在５１件の調整を行っております。また、昨年度からの継続案件のうち、４件を成年後見制度に、２０件を日常生活自立支援事業の利用に繋ぎました。

さらに、後見開始後の状況変化から、チームによる支援が必要となったケースについては、中核機関が中心となり、他の支援者や専門職を含めた支援チームを編成して支援を行います。

３ページ目をご覧ください。最後に制度の理解促進と適正な運用でございます。成年後見制度に関する広報、啓発活動といたしましては、市民向けの研修会を開催し、

今年度は民生委員の方を含む70名の方に参加していただきました。

その他にも、パンフレットを作成して市や社会福祉協議会の窓口で配布するほか、社会福祉協議会のホームページにおいて、活動内容や制度の周知を図っております。また、サークル等から要請を受けまして出前講座、今年度は「げんきカフェきみさらず」ほか1件を行っております。

今年度の取り組みをご説明させていただきましたが、来年度は3年に一度の市民後見人養成講座を開催する予定です。決定いたしましたら、広報等により周知いたしまして募集してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。私からの説明は、以上となります。ありがとうございました。

議長

続きまして、社会福祉協議会からお願いします。

事務局(高木局長)

それでは引き続きまして、木更津市成年後見制度利用促進計画の推進状況につきまして、ご説明いたします。「令和5年度第4次木更津市地域福祉活動計画進行管理表」の7ページをご覧ください。ただいま、熊澤課長補佐からご説明がございましたとおり、社協は、木更津市成年後見制度利用促進計画による3つの施策を実践する中核機関の立場で、活動に携わらせていただいております。

具体的には、7ページから8ページに渡り、17の事業を展開しております。

事業の自己評価の内訳につきましては、A評価は8、B評価が7、C評価及びD評価は0、E評価は2でございました。自己評価で7割程度以上達成のA評価・B評価につきましては15と、前年の13をふたつ上回っております。それでは17事業のうち1つの事業を取り上げて、具体的にご説明させていただきます。

7ページ施策1「利用者がメリットを実感できる制度の運用」につきまして、3列右に、事業内容が8項目ございます。このうち、一番上2つの「本人と後見人候補者との顔合わせの機会の確保」及び「相性確認のあり方の検討」をご覧ください。

今年度の取り組みにつきましては、後見人の担い手の主力である「千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉」との実証的な取り組みを含め、後見等申立ての前に本人と後見人等候補者との顔合わせの機会を3回確保したところでございます。

ご相談から後見等申立てまでの流れをご説明いたします。まず、中核機関は成年後見制度の利用が必要な方のご相談をお受けします。ご相談に対して、中核機関では弁護士等の専門職に参画いただいている権利擁護支援定例会議において、どのような方がこの事案の後見人として相応しいのか、月1回の会議を開催しております。

従来は、この会議において、福祉的課題が大きく後見人として福祉専門職が望ましい旨の結論に至った際には、社会福祉士の方が後見人候補者として望ましい、このような意見を付けて、家庭裁判所へ申立てを行うのが慣例でございました。これは木更津市だけのことではなく、千葉県内で後見人の受任調整機能を備えた中核機関は、同

様に後見人候補者として相応しい職種の属性のみを記載し、申立てを行っております。

その申立て書類を受理した家庭裁判所は、申立て書類から本人の状況を整理して、家庭裁判所が必要と考える情報のみを抜粋し書面化したうえで、家庭裁判所から専門職団体へ後見人候補者の推薦を依頼する、このような流れでございます。すなわち、後見人を担う側は、家庭裁判所からの一部の情報が記載された書面のみで後見人を受任するかどうかを判断しなければなりません。それは、制度を利用するご本人にとっても同様で、家庭裁判所による後見開始の審判をもって、会ったこともない方が、突然後見人です、と現れる、こうした状況でございました。

今般の取組みにつきましては、家庭裁判所に対して後見等の申立てを行う前に、本人と後見人候補者との顔合わせの機会を確保して、両者の相性等を確認させていただき、双方の合意のもとで申立てを行うものでございます。それにより、利用者のメリットを実感できる制度の運用に資するとともに、後見人候補者側にも配慮したい、このような効果を期待してのものでございます。

このような取組みによりまして、顔合わせを行いました当事者の2人から、実際の声を伺っております。制度を利用しようとするご本人からは、「この方なら安心して後見人を任せることができそうです。」「後見人が女性で良かった。」こうした感想を頂いております。

また、後見人等候補者である社会福祉士の方からは、「ばあとなあ千葉の会員として、これまでも後見人を受任してきたが、今までは家庭裁判所からの書面のみで受任を判断してきました。今回は、中核機関から受任の判断に必要な情報を提供させていただき、覚悟をもって受任の決断ができました。」「ご本人とお会いする機会をいただいたことは、ご本人との相性の問題もあるため大切だと感じます。」「事前にご本人宅を訪問した際に、趣味の大工道具がたくさんあることを把握することができました。将来、施設入所などの際に、これらの片づけをどうするのか、本人の気持ちに寄りそって対応したいと思います。」このように、双方から取組みへの評価をいただくとともに所感をお伺いしたところでございます。

成年後見制度利用に際して、制度利用前から本人の自己決定が尊重され、利用者のメリット感へとつながることを確認しておりますので、自己評価はAでございます。

一方、課題は、取組みを推進していく体制の強化だと認識しております。本人と後見人等候補者との顔合わせの機会を提供し、本人の意思決定支援に留意するとともに、両者の相性確認を行うという、極めて繊細で丁寧な取組みであるがゆえに相応の時間を要します。

中核機関業務の全般において、効率化を図ることに努めてまいります。今後につきましては、引き続き「千葉県社会福祉士会ばあとなあ千葉」の皆様とこの取組みの検証を進めるとともに、社会福祉士以外の、弁護士会や司法書士会などの専門職団体の

方々にもご理解をいただけるよう、協議をさせていただき、この取組みを広めてまいりたいと思います。説明につきましては以上でございます。

議長

ただいまの説明について、ご質疑等がありましたらお願いします。

佐々木委員

ケアマネジャーの団体の佐々木です。よろしくお願いします。

先ほどの熊澤補佐から説明のありました、認知症の方が住み慣れた地域で暮らしていくというところで、施策2「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の「③支援チームづくり」のところで「後見等開始後に、チーム支援が必要となったケースには、中核機関が中心となり…」と書いてありますが、この「中核機関」というのはどこを指しているのかおしえていただければと思います。

事務局（熊澤補佐）

「木更津市社会福祉協議会 成年後見支援センター」になります。

佐々木委員

これは質問というより私の意見になりますけど、後見支援制度を使う方は、わたしのところは主に高齢者の方が中心なんですけど、この制度利用開始前から支援が必要な方はいっぱいいます。後見支援人が決まるまで申し立てをしてから半年くらいかかると思うのですが、その半年の間で、その方が地域で暮らし続けていくためにも支援を必要としていますので、ケアマネジャーの負担がかなり大きいのですが、そこを行政の方とか社協の方が制度の前から皆さんご協力いただければと思っておりまして、よろしくお願いします。

議長

これは、ご意見ということでよろしいですか。他にございますか。

それでは質疑終局といたします。続きまして議題（7）の「木更津市重層的支援体制整備事業実施計画の進捗状況」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局（大倉野課長）

議題（7）「重層的支援体制整備事業実施計画に係る現在の状況、及び計画変更」につきまして、ご説明申し上げます。社会福祉法の改正により、国において、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」が開始されました。本事業は、高齢・介護・障がい・生活困窮など、個々の分野の既存の制度では対応が難しい、複雑・複合的な福祉課題に対して、要支援者に寄り添い、支援を継続的に行っていくことを目的とした事業です。本事業は各市町村による任意事業であります。本市におきましては令和4年3月に重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、令和4年度から本事業を実施いたしました。

千葉県におきましては、令和3年度から、松戸市、市原市、令和4年度から、本市、柏市、令和5年度から千葉市、市川市、船橋市、香取市が実施しており、合計8市が

実施しております。

続きまして、制度の概要につきましてご説明いたします。お手元にあります、「重層的支援体制整備事業実施計画進行管理資料」をご覧ください。

1 ページをご覧ください。本事業は、大きく分けて5つの事業により構成されております。1、「包括的相談支援事業」、2、「地域づくり事業」、3、「参加支援事業」、4、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、5、「多機関協働事業及び支援プランの作成」です。各制度の概要につきましては、本資料の1ページから2ページまでに記載されておりますので、ご参照ください。

続きまして、3ページをご覧ください。今回、本計画に変更がありましたのでご説明いたします。変更箇所につきましては、資料3ページ【区分1】「包括的相談支援事業」のうち、「障害者相談支援事業」におきまして「すまいるリハビリサービス株式会社」及び「すまいるリハ相談支援事業所」を追加いたしました。

次に、資料5ページ【区分2】「地域づくり支援」のうち、「地域活動支援センター事業」におきまして「特定非営利活動法人イチミリノコエ」が運営主体となっていた

「地域活動支援センター^{さんがたキューブスリー}Ⅲ型cube-3」が、令和4年9月30日でセンターの活動を終了したこと、また、「社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会」の運営主体となっている「地域活動支援センターらいおん千葉」が令和5年8月から追加されたことに伴い、これを変更しました。

6ページ「地域子育て支援拠点事業」におきまして「木更津市わかば子育て支援センター」が直営であることから、実施方式に追記し、「ふくた保育園」の表記を「ふくた保育園子育て支援センターあいあい」、「さとの保育園」の表記を「さとの保育園子育て支援センター」、「うみまち保育園」の表記を「うみまち保育園子育て支援センター」と、それぞれ改めました。

資料2ページ、3 審議事項とありますが、事業所等の追加や名称の変更であるため、報告とさせていただきます。1ページ、「1 制度の概要」のうち、「(3) 参加支援事業」から、「(5) 多機関協働事業」までにつきましては、重層的支援体制整備事業開始に伴い実施されているものです。この3つの事業のうち、「参加支援事業」、及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援」の実績につきましては、令和5年12月31日現在におきまして、累計1,041件になります。相談のありました具体例につきましては、「施設入所中の母親のお金から不足する生活費を補っている、精神疾患を抱える年金受給者の姉妹」に対し、在宅支援を実施している事例、「怪我により収入が途絶え、妊娠中の妻と子どもが2人いる男性」に対し、公営住宅への転居費用を社協善意銀行の貸付制度へつないだ事例などがございました。

「多機関協働事業」の実績につきましては、令和5年12月31日現在におきまして、累計205件になります。

相談のありました具体例につきましては、「アルコール依存症の息子とその母に対する支援」「精神障がいのある息子に、叱責や命令を受けている高齢の父に対し、地域包括支援センターと連携して、支援会議を開催した事例」などがございました。

重層的支援体制整備事業の課題といたしましては、重層的支援会議は本人同意を得ることがなかなか難しいものがございます。また要支援者は、複合的な課題を抱えていることから、複数の機関で支援していくことが必要である反面、多人数での支援を実施していくことは、支援者が不安を感じるということが想定されるという課題があります。中心となって支援する機関やバックアップする機関など、役割分担を意識することで、多機関連携に繋げてまいります。また、必要な支援が届いていない人をコミュニティソーシャルワーカーや生活困窮者自立相談支援員などによる相談につなげていきます。

今回の連絡会につきましては3月1日に実施する予定で、日常生活自立支援事業及び成年後見制度について講師をお招きする予定です。今後も委託先の木更津市社会福祉協議会とともに、引き続き制度の周知を一層すすめてまいります。

私からは以上となります。

次に、「重層的支援体制整備事業」を受託しております、木更津市社会福祉協議会からご説明をさせていただきます。

事務局（北原総合支援課長）

それでは、「木更津市重層的支援事業実施計画の推進」についてご説明をさせていただきます。

「令和5年度第1回木更津市地域福祉活動計画進行管理表」9ページをご覧ください。重層的支援体制整備事業は、大倉野課長からご説明がございましたとおり、「包括的相談支援事業」「地域づくり事業」「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働事業」の5つの事業を一体的に行うものでございます。このうちの「包括的相談支援事業」を除く4事業につきましては、木更津市からの委託により、市とともに活動を展開しているところでございます。

9ページ、1の「包括的相談支援事業」につきましては、事業の受託はしていないものの、本会においても様々なご相談が寄せられております。お受けしたご相談につきましては、CSWやSCが中心となって断らずに受け止め、これに基づく支援活動へと結び付けております。また、課題によっては関係機関の方々と連携をさせていただきながら支援活動を展開しているところでございます。

2の「地域づくり事業」につきましては、9ページ1番下段の項目、「市内の高齢者サロン及び子ども食堂の取組み支援」をご覧ください。このうち、市内13カ所で活動を展開されている子ども食堂への支援につきましては、木更津市や市内商業施設等との連携とともに、市内各所からご寄附いただきました9,723点の食材をお預かりし、子ども食堂においてご活用いただくために食材提供等の調整をさせていただきます。

ました。取組みの成果につきましては、こども食堂の運営への一助を担わせていただくとともに、地域において、子どもだけではなくご高齢の方など、様々なつながりを育むことに貢献できたことと考えています。自己評価は B でございます。評価理由は、木更津市をはじめ関係機関との連携により、世代を超えた交流ができる居場所づくりに微力ながら寄与できたこととでございます。

一方、課題といたしましては、食材の受け入れの調整及び情報提供や意見交換会の運営など、これらを遂行する支援体制の整備でございます。

今後につきましては、こうした課題の解決を図るためオンラインツールである「ラインワークス」などを活用しながら業務の効率化を図り、子ども食堂などの居場所づくりの取組みをご支援してまいりたいと思います。

10ページをご覧ください。3の「参加支援事業」については、「ご本人や世帯が地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援」でございます。

また、その下の4「アウトリーチ等による継続的支援」につきましては「ご本人と直接かつ継続的にかかわるための信頼関係の構築や、ご本人とのつながりづくりに向けた支援」を行うものでございます。本会といたしましては、関係機関との連携を基盤に、就労支援事業、学習支援事業等既存の事業により、ご本人に寄りそった支援活動を展開してまいりました。

ここで、社会参加を望まれた方の支援の一例を紹介いたします。

ご本人は障害を抱え、その認定のため定期的な精神科への通院をされておられました。そんなご本人との信頼関係を築きながら、通院にも同行をさせていただき、関わり続けることを心掛けてまいりました。こうした関係を構築させていただく中で、症状も少しずつ回復し、ご本人は市内の施設が行っているお弁当配布事業やコミュニケーションカフェでのボランティア活動に参加することとなりました。こうして、地域社会との関わりを持つための活動をご支援させていただいたことで、様々な方々との関係性が育まれ、ご本人は希望していた就労 B 型事業所へ通所することとなりました。

5の「多機関協働事業」は「複雑化・複合化した事例に対する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たす事業」でございます。

本会、関係機関において対応の難しいご相談をお受けした場合には、重層的支援会議や支援調整会議を開催し、支援プランの検討を行い、支援方針の共有を図ることで支援者にとっても安心した支援活動を展開しているところでございます。

なお、会議には医師や弁護士、社会福祉士などの専門職アドバイザーに参画していただき、専門性を確保したうえで多様な関係機関との連携を図ることで、ご本人に対して質の高い支援を提供させていただいております。こうした5つの事業を通してご本人やその世帯の方々との信頼関係を構築するとともに、支援を必要としている方々

に対して適切な支援を提供してまいりたいと存じます。以上説明とさせていただきます。

議長

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質疑等がありましたらお願いします。

金網委員

「重層的支援体制整備事業実施計画進行管理資料」この 5 ページ、中段の高齢者福祉課、「生活支援体制整備事業」とありますが、他は「実施方式」として、直営か委託かグループかとなっておりますが、ここだけ「実施方法」で、「木更津市社会福祉協議会」となっている。「実施方式」と「実施方法」は違いがあるのでしょうか。また、「生活支援体制整備事業」は高齢者福祉課の直営でもなくて、社協の委託事業でもないということでしょうか。確かに地域福祉計画の冊子に印刷されている項目はここだけ「実施方法」となっております。1 年前なのですが、質問し、回答を受けたのですが忘れてしまったので、もう一度お聞きしたいです。「実施方法」「実施方式」ここだけ整合性が取れないのですが、おしえてください。

議長(大倉野)

申し訳ございません。これは、直し漏れてございます。社協さんに委託をして実施している事業でございますので「実施方式」にいたしまして「委託：木更津市社会福祉協議会」と書かなければならないところでございました。申し訳ありません。

議長

他にございますか。よろしいですか。それでは質疑終局といたします。これにて、本日の議題は全て終了しました。以上をもちまして議長の任を解かせていただきます。皆様にはご協力いただきまして誠にありがとうございました。事務局へお戻しいたします。

司会進行(近藤)

ありがとうございました。最後に今後の予定ですが、次回は来年度に会議を開催いたします。会議の詳細が決まり次第、ご連絡させていただきます。

また、本日の会議結果につきましては、会議録を作成し市のホームページへ掲載いたします。

以上をもちまして「木更津市地域福祉推進委員会及び木更津市地域福祉活動計画推進委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

議事録署名 橋詰 清

井手口 和江